

〔別 紙〕

様式 1

事業報告書

(自 令和5年4月1日 至 令和6年3月31日)

1 医療法人の概要

(1) 名 称 医療法人友愛会

① ☐ 財団 ☒ 社団 (☒ 出資持分なし ☐ 出資持分あり)

② ☐ 社会医療法人 ☐ 特別医療法人 ☐ 特定医療法人
☐ 出資額限度法人 ☒ その他

③ ☐ 基金制度採用 ☒ 基金制度不採用

注) ①から③のそれぞれの項目 (③は社団のみ。) について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。(会計年度内に変更があった場合は変更後。)

(2) 事務所の所在地 長崎県長崎市錦2丁目1番1号

(3) 設立認可年月日 昭和30年7月11日

(4) 設立登記年月日 昭和30年7月12日

(5) 役員及び評議員

	氏 名	備 考
理 事 長	田川 雅浩	田川療養所院長・にしきの里施設長
理 事	田川 安浩	友愛会会長・田川療養所医師
同	田川 泰	田川療養所医師
監 事	星野 利光	

2 事業の概要

(1) 本来業務 (開設する病院、診療所又は介護老人保健施設 (医療法第42条の指定管理者として管理する病院等を含む。) の業務)

種 類	施設の名称	開 設 場 所	許可病床数
病院	田川療養所	長崎県長崎市錦2丁目1番1号	精神病床 229床
診療所	田川クリニック	長崎県長崎市浜口町14番16号	
介護老人 保健施設	にしきの里	長崎県長崎市錦2丁目1番1号	入所定員 100名 通所定員 40名

(2) 附帯業務 (医療法人が行う医療法第42条各号に掲げる業務)

種類又は事業名	実 施 場 所	備 考
訪問看護ステーションあんこう	長崎県長崎市浜口町14番16号	
ヘルパーステーションにしき	長崎県長崎市錦2丁目1番1号	

居宅支援事業者にしき	長崎県長崎市錦2丁目1番1号	
指定相談支援事業所 咲咲	長崎県長崎市錦2丁目1番1号	
デイサービス my cafe 花丘	長崎県長崎市花丘町20番3号	
就労支援事業所 my job 白鳥	長崎県長崎市白鳥町8番4号	
長崎市西浦上・三川地区包括支援センター【長崎市から委託を受けて管理】	長崎県長崎市花丘町20番3号	
長崎市精神障害者相談支援センターやまぼうし【長崎市から委託を受けて管理】	長崎県長崎市大橋町18番7号	
長崎市役所福祉老人憩の家 長崎市つつじ荘【長崎市から委託を受けて管理】	長崎県長崎市白鳥8番1号	
介護老人保健施設にしきの里介護予防事業【長崎市から委託を受けて管理】	長崎県長崎市錦2丁目1番1号	

- (3) 収益業務(社会医療法人又は医療法第42条の3第1項の認定を受けた医療法人が行うことができる業務)

種 類	実 施 場 所	備 考

- (4) 当該会計年度内に社員総会又は評議員会で議決又は同意した事項

令和5年5月27日	令和4年度収支決算報告 ベースアップおよび定期昇給 役員報酬 岩屋町および江里町の土地家屋について 監事について
令和5年7月11日	令和5年度夏季賞与について
令和5年10月7日	長崎市障害者相談支援センターやまぼうしの事業追加について 定款の一部変更について
令和5年12月9日	令和5年度冬期賞与について 江川事務長の常勤雇用および年俸について 役員および職員の業務による出張時の宿泊費の見直しについて

様式 3 - 1

法人名 医療法人友愛会

所在地 長崎県長崎市錦2丁目1番1号

※医療法人整理番号 0024

貸 借 対 照 表

(令和6年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
I 流 動 資 産	940,520	I 流 動 負 債	846,824
現金及び預金	565,791	支払手形	0
事業未収金	354,961	買掛金	0
有価証券	0	短期借入金	632,806
たな卸資産	5,697	未払金	188,718
前渡金	0	未払費用	0
前払費用	2,027	未払法人税等	14,929
繰延税金資産	0	未払消費税等	5,271
その他の流動資産	12,044	繰延税金負債	0
II 固 定 資 産	1,375,678	前受金	0
1 有 形 固 定 資 産	1,221,306	預り金	5,100
建物	913,032	前受収益	0
構築物	14,724	貸倒引当金	0
医療用器械備品	1,247	その他の流動負債	0
その他の器械備品	16,558	II 固 定 負 債	819,552
車両及び船舶	2,856	医療機関債	0
土地	257,073	長期借入金	819,552
建設仮勘定	0	繰延税金負債	0
その他の有形固定資産	15,816	〇〇引当金	0
2 無 形 固 定 資 産	1,875	その他の固定負債	0
借地権	0	負債合計	1,666,376
ソフトウェア	278	純資産の部	
その他の無形固定資産	1,597	科 目	金 額
3 その他の資産	152,497	I 基 金	0
有価証券	0	II 積 立 金	649,822
長期貸付金	0	代替基金	0
役員等長期貸付金	0	設立等積立金	536,257
長期前払費用	23,398	繰越利益積立金	113,565
繰延税金資産	0	III 評価・換算差額等	0
その他の固定資産	129,099	その他有価証券評価差額金	0
		繰延ヘッジ損益	0
		純資産合計	649,822
資産合計	2,316,198	負債・純資産合計	2,316,198

- (注) 1. 表中の科目について、不要な科目は削除しても差し支えないこと。また、別に表示することが適当であると認められるものについては、当該資産、負債及び純資産を示す名称を付した科目をもって、別に掲記することを妨げないこと。
2. 社会医療法人、特別医療法人及び特定医療法人については、純資産の部の基金の科目を削除すること。
3. 経過措置医療法人は、純資産の部の基金の科目の代わりに出資金とするとともに、代替基金の科目を削除すること。

様式 4 - 1

法人名 医療法人友愛会

※医療法人整理番号 0024

所在地 長崎県長崎市錦2丁目1番1号

損 益 計 算 書
(自 令和5年4月1日 至 令和6年3月31日)

(単位：千円)

科 目	金 額	
I 事業損益		
A 本来業務事業損益		
1 事業収益		2,040,160
2 事業費用		
(1)事業費	2,065,657	
(2)本部費	0	0
本来業務事業損失		25,497
B 附帯業務事業損益		
1 事業収益		310,476
2 事業費用		269,094
附帯業務事業利益		41,382
C 収益業務事業損益		
1 事業収益		0
2 事業費用		0
収益業務事業利益		0
事業利益		15,885
II 事業外収益		
受取利息	20	
その他の事業外収益	87,498	87,518
III 事業外費用		
支払利息	15,020	
その他の事業外費用	20,029	35,049
経常利益		68,354
IV 特別利益		
固定資産売却益	0	
その他の特別利益	0	0
V 特別損失		
固定資産売却損	0	
その他の特別損失	0	0
税引前当期純利益		68,354
法人税・住民税及び事業税	18,434	
法人税等調整額	0	18,434
当期純利益		49,920

(注) 1. 利益がマイナスとなる場合には、「利益」を「損失」と表示すること。

2. 表中の科目について、不要な科目は削除しても差し支えないこと。また、別に表示することが適当であると認められるものについては、当該事業損益、事業外収益、事業外費用、特別利益及び特別損失を示す名称を付した科目をもって、別に掲記することを妨げないこと。

様式 2

法人名 医療法人友愛会
所在地 長崎県長崎市錦2丁目1番1号

※医療法人整理番号 0024

財 産 目 録
(令和6年3月31日現在)

1. 資 産 額 2,316,198 千円
2. 負 債 額 1,666,376 千円
3. 純 資 産 額 649,822 千円

(内 訳) (単位：千円)

区 分	金 額
A 流 動 資 産	940,520
B 固 定 資 産	1,375,678
C 資 産 合 計 (A + B)	2,316,198
D 負 債 合 計	1,666,376
E 純 資 産 (C - D)	649,822

(注) 財産目録の価額は、貸借対照表の価額と一致すること。

土地及び建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。

土 地 (□ 法人所有 □ 賃借 ■ 部分的に法人所有(部分的に賃借))
建 物 (□ 法人所有 □ 賃借 ■ 部分的に法人所有(部分的に賃借))

監 事 監 査 報 告 書

医療法人友愛会

理事長 田川 雅浩 殿

私は、医療法人友愛会の令和5会計年度（令和5年4月1日から令和6年3月31日まで）の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

監査の方法の概要

私は、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表及び損益計算書の監査を実施しました。なお、預金及び借入金は金融機関より発行された残高証明書とすべて合致しています。

記

監査結果

- (1) 事業報告書は、法令及び定款（寄附行為）に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- (2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- (3) 計算書類は、法令及び定款（寄附行為）に従い、損益及び財産の状況を正しく示しているものと認めます。
- (4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款（寄附行為）に違反する重大な事実は認められません。

令和6年5月28日

医療法人友愛会

監事

星 野 利 光